

ASBJ「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の公表

2021年1月18日 ASBJ(企業会計基準委員会)より「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」が公表された。投資信託の時価の算定に関する取扱い、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い等が規定されている。

適用開始は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からと提案されている。

適用指針は以下の基準の指針である。

- ・ 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」
- ・ 改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- ・ 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（「2019年適用指針」）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・ 改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

ポイント!

国内投資信託の投資信託財産について基準価格を時価（公正価値）として使用することが可能である。（市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合はIFRS又はUSGAAP又は投信計理従って作成されていることが使用条件となる）

尚、当該公開草案に対するコメントの募集期限は2021年3月18日である。